

平成26年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

平成26年7月31日瑞穂町教育委員会第7回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 清水 浩昭 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第23号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第4 議案第24号 平成27年度使用小学校教科用図書採択について

- 日程第5 議案第25号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第二中学校除
湿温度保持機能復旧工事請負契約）
- 日程第6 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の全部を改正する告示について
- 日程第7 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について

開会 午前10時00分

森田委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成
26年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あら
かじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長にお
いて、2番、清水委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元の資料にあるとおりでございます。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3、議案第23号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につい
て、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第23号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案理

由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき実施する、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、教育委員会において審議する必要があるため、第26条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定に基づき、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長

説明します。平成26年度、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成25年度対象事業分）案を説明します。

なお、昨年と同内容の審議の中で、有識者のメンバーに元校長とか内部職員のOBを有識者に加え評価を行うよう指摘がありました。それを受け新たに元校長先生を加え3名により点検評価を行っています。また、評価について各委員の評価を個別に掲載する方式に改善をしています。

それでは、3枚おめくりください。1ページになります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について、1、目的ですが、（1）瑞穂町教育委員会は、毎年、施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、教育委員会の課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図ります。（2）点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く町民に公表することにより、町民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図ります。

2、点検及び評価の対象ですが、平成25年度の事務事業になります。

3、点検及び評価の実施方法ですが、点検及び評価は、前年度の事務事業の進ちよく状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年度1回実施します。①「点検」・「評価」では、教育委員会事務局各課・館は、実施した事務事業の取り組み状況について点検及び評価し、別表の基準に基づき記載します。教育委員会事務局の部長及び課長級職員は、点検・評価の結果を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の

取り組みの方向性を示します。②教育に関する有識者の知見の活用では、点検・評価について客観性を確保するため、学識経験を有する方から意見を聴いています。今年度は東京女子体育大学教授、田中洋一氏と青梅信用金庫瑞穂支店支店長、下田育男氏にお願いをしています。また、冒頭で述べた元小学校の校長先生で学校現場に精通した倉田守人氏を新たにお迎えしお願いいたしました。③有識者の意見を踏まえて、教育目標、基本方針、施策及び事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書を作成します。

4、町議会への報告ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。

5、公表ですが、記載の4つの方法で町民に公表します。

6、点検及び評価結果の活用ですが、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策及び事業等の改善・充実に活用します。

次に点検の基準ですが、A、B、Dの評価については昨年と同様です。Cについては、評価しにくいことから「目標を半分まで達成できた」から「目標を十分に達成することができなかった」に改めました。

次に10ページをご覧ください。点検・評価結果についてですが、Aの評価の事業が4、昨年度は2事業、Bの評価の事業が126、昨年度は145事業、Cの評価の事業が1、昨年度は5事業、Dの評価の事業が1、昨年度はありませんでした。合計132事業、昨年度は152事業でした。なお、事業数の減ですが、一例として、昨年度はウォーキング名称ごとに掲載しましたが、「ウォーキング事業の実施」とまとめ掲載する形式に変更したことによるものです。課別の内訳並びに方針別内訳については、記載のとおりです。

次に11ページをご覧ください。事務事業の点検・評価の見方についての説明です。前年度と大きく改正しました。前年度の評価・方向性、事務事業概要を追加し、さらに取り組み状況として3項目の視点で記載を行いました。

12ページから79ページに、基本方針1～4までの施策別点検・評価と方針ごとの課題及び今後の方向性を

記載しています。

次に80ページから84ページになります。こちらには、昨年までは委員の評価を全体的な形で記載していましたが、各委員に基本方針ごとに評価をいただき、個別に評価を記載しました。各委員の意見については、記載のとおりとなっています。まとめとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育を取り巻く状況が大きく変化しており、瑞穂町教育委員会においても更に事務事業を精査し、効率的かつ効果的な施策を展開し、町行政部局と共により良いまちづくりを進めていただきたいとあります。このことを踏まえ、更なる「開かれた教育委員会」「信頼される教育委員会」を目指し、点検及び評価の透明性を確保し、誰が見てもわかるシステムとなるように引き続き取り組んでまいります。

85ページ以降は、瑞穂町教育委員会の平成25年度の活動状況等です。

以上で説明とさせていただきます。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

清水委員

毎年言っていることなんですけれども、これだけ膨大なものを一挙に審議しますと、答える方も大変だと思いますので、3ページ目のですね、この基本方針に基づいて議論していただくと、それでただ、1番目の基本方針の前にある、瑞穂町教育委員会ですね、所管業務の評価の問題については、一番最後にしていただいて、それで、今、4番目ですか、有識者の意見というのは基本方針とかなり関わる場所がありますので、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの順番で議論を進めていただいて、ただし、そのⅣのところはそこに関わってきますので、それを含めて議論していただくというふうなことを提案したいと思いますがいかがでしょうか。

森田委員長

今、清水委員の方からそのような提案がありましたけれども、どうでしょうか。よろしいでしょうか、その方向で。それでは、今、提案のありました形で審議を進めたいと思います。まず、基本方針のところからですね。19ページまでとなります。ここまでのところ、基本方針1のところでは何かございますでしょうか。

清水委員 15ページですね、子どもリーダー講習会開催というところがございますけれども、その一番下にですね、今後の方向性、課題と改善点という記載がございますけれども、この中に講師を引き受けていただける人材が少なく、講師確保が難しくなっている、という文言がありますけれども、一体この文章は何を論拠にしてそういうことが言えるのか。瑞穂町にこういう人材がいないのかというふうに私、疑問を持っていますし、それから各委員の評価でですね、80ページをご覧くださいますと、田中先生の評価の中にですね、講習会の講師となる人材は、地域を問わなければ日本全国に相当数いるはずである。どのレベルの講師を必要としているかにもよるが、人材確保の努力が不足しており、工夫が足りない。要するに瑞穂にはそういう人材がいない、そのために工夫が足りない、と書かれて、評価をされているわけですがけれども、本当に人材がいないのか、私は大変疑問に思っています。こういう書き方が何を論拠にしているのか、本当に瑞穂に人材がいないのか、そこについての説明をお願いしたいと思います。

社会教育課長 お答えします。講師につきましては、確かにこの25年度について、講師が見つからなかったということがございます。24年度までにつきましては、青少年委員等、長くやっておられる方がいて講師をできる方が数名おりまして、その方々に今まで頼っていたところが主なところですよ。平成25年度に青少年委員の方の任期満了に伴う交代ですとか、仕事の関係で出て来られなくなってしまったとか、そういった理由により青少年委員として講師をやっていた方が、他には人材が不足していたということで記載をさせていただきました。確かにご指摘のとおり、青少年員だけではなくもっと町全体ですとか、東京都なり全国規模で見れば講師が探せないわけではないと思われまので、そのへんにつきましては、社会教育課の方で今後はこういったことがないように講師の確保はしていきたいと思っております。

以上です。

清水委員 そうすると講師は、しかるべき講師はいないという認識ですか。それにふさわしい人材が瑞穂にいないという

認識ですか。

社会教育課長 今現在、瑞穂町の中でこの人という講師は見つかっておりませんが、今後、探していく予定であります。もし瑞穂町にいない場合であっても、もう少し広域的なところでですね、講師の方を探す努力をしていきたいと思えます。

清水委員 ということは、いないということですか。瑞穂に人材がいないということですか。いないという認識ですか。

社会教育課長 今現在、社会教育課で探せていない状況ということで、いないということではございません。

清水委員 というのはですね、具体的な名前を申しあげるのは控えますけれども、ふさわしい当人に私、電話したんですよ。そうしたら頼まれていないということでしたので、そうすると周辺部分でね、彼はそこらじゅうで、こういうことを頼まれて行っているんですよ。これを見たときにね、他町村が瑞穂にいない、いるじゃない、なんでいないと書かれるのか、とこういうことになっちゃうんです。少なくとも全国を回って、全国で都道府県でも頼まれるぐらいのレベルの人が、瑞穂にいるわけですよ。それをやっぱきちっと、いろんないきさつがあって社会教育委員を辞められたかもしれないけれども、人材としているわけですから、こういう書き方をするとね、他町村が見たときになんなんだと、あれだけの有能な人を、いるということを認識できていないのかということになっちゃうんですよ。田中洋一先生ですらそういう認識でしょ、これは。いないんだ、他で探してきたらということで、これは非常にまずいと思うんですよ。何かもう少し文言を改めるべきと思うんですけども。そういう提案も含めて質問をさせていただきます。

森田委員長 いかがでしょう。主旨はわかったと思うんですけども。もうちょっと書きようがあると思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。主旨をふまえて書き直すことはどうでしょうか。

教育部長 今、いただきました清水委員のご意見、こちらの方、我々の方で、内容を精査させていただいて、ご報告させていただきたいと思えます。そのような形でよろしいでしょうか。

森田委員長 よろしいでしょうか。それではほかにありますでしょうか。

戸田委員 2点あります。まず、14ページの下の方なんですけど、小・中学生の施設での福祉体験で、まず、計画でBとなっていて、私の子どもも職場体験させてもらって、すごく貴重な体験させてもらって、良い体験だなと思っていて、今後の課題というところで質問したいんですが、福祉体験を受け入れてもらえる施設が少ないので、増やしたいということなんですけど、その体験できる施設が今、どれぐらいあって、今後、どういう分野の施設を増やすのか、わかっている範囲でご説明をお願いしたいと思います。

後、もう1点が、15ページの上の段です。子どもリーダー宿泊研修会の開催で、これも課題のところ、適した研修場所を確保することが難しくなっているということで、なぜ、それが難しくなっているのか。ほかにどこでもキャンプとか近くの地域でもできると思うんですが、なぜ確保するのが厳しくなっているのかな、ということが疑問に思いましたので説明をお願いしたいと思います。

指導課長 1点目のご質問にお答えいたします。福祉体験の活動ですけれども、現在、第五小学校が寿楽で福祉体験をしています。ただ、なかなかほかの学校が、学校の近くに福祉施設がないということもありますし、また、福祉施設があっても受入れ等の問題がありまして、ほかの学校はなかなか進んでいない状況です。そういったことをふまえて、我々、教育委員会の方も福祉施設の方に少し声かけしながら、各学校が福祉施設での体験ができるように体制を作っていきたいと考えています。

社会教育課長 2点目についてお答えします。宿泊研修に適した宿泊場所の確保をすることが難しくなっていることなのですが、その理由としましては、平成25年度につきましては、こちらの多摩市八ヶ岳少年自然の家、こちらの方で開催いたしましたが、市の施設ですと、市民優先の予約状況となっております、瑞穂町が行う事業だからということで、優先的に、市民に開放する前の予約はできないと、そういったところが、ちょっと難しくなっております。実施計画を作る段階で、場所を確保しておかないといけませんので、その時点では施設予約はま

だオープンになっていないという段階ですと、事業が進められないということがありますので、このような表現をさせていただいております。

森田委員長 他にないようでしたら私の方から、さきほど清水委員からもありましたけれども、書き方の問題のところ、2点ばかりお聞きします。

まず、18ページですね、教育相談の充実、これが完了になっております。これの理由として、スクール・カウンセラーや教育相談員が全校配置により、教育相談体制が確立されたことからスクール・ソーシャル・ワーカーの配置を終了するという事なんですけれども、スクール・ソーシャル・ワーカーの方を見ると、こちらは廃止になっている。こういう学校内のワーカーというのは、一般の人たちが興味を持っていると思うんですよ。それで、この完了という今後の方向性ですね、これはいかがなものかなという気がするんです。むしろここは教育相談の充実が確立したことによってさらに対応できるようになったという、これはむしろ継続なり拡大じゃないかと思うんですけれども。それで、片方のソーシャル・ワーカーの方も廃止というのは、これはソーシャル・ワーカーがいなくなるということですか。せっかく配置したのにこれはいらないということになって、スクール・カウンセラーに全て移行するという事ですね。この辺の説明をお願いしたいのと、ならばこのところは、むしろ充実したわけですからBではなくてAなのかなという気がするんですよ。それでスクール・ソーシャル・ワーカーの方も廃止ということではなくて、発展的な解消ですよ、これは。むしろ廃止と言ってしまうと、一般の受け方というのは、これはなくなってしまうということで、相談体制がこっちに移行するのは分かるんですけれども、もうちょっと、表現があるのかなという気がするんですね。

それからもう1つ。その次のページですね、学力調査です。学力調査の実施というのをここで廃止をしますね。これは全国調査との絡みなのかなという気もするんですけれども、そうであるならば、町単独のものは廃止するんでしょうけれども、廃止となるとやはり誤解を受けると思うんですよ。

清水委員 そこは方針2になりますけれども。

森田委員長 すみません。ついでなので、すみませんが続けさせてもらって、町全体の課題はもう把握できたんだということになると、誤解を受けそうなきがするんですけれども。むしろこれももし廃止するんだったら、課題が把握できたんだからAとまでいかななくても、という気がするんですね。そこら辺の記述の仕方なんですね。それからついでにその下ですね、漢字検定なんですから、これも縮小となっているんですよ。合格率が下がってるんで重点化をして、今度は実施していくんだ、と。これは、上げるためにやるんですから、これを縮小というね、判断をすると、むしろ重点化していくんだと、だったら拡大していくんではないかという気がするんですね。この合格率を上げるという意味から言うのですよ。何かその辺の評価の仕方が、前のところのソーシャル・ワーカーや教育相談のところとも関連しますが、ようするに事務局の判断ではないかという気がするんです。見る人がすごく誤解を受けそうな判断だという気がするんです。もうちょっと、一般の人が見て、あっそうなのか、教育相談というのはこれからも充実していくんだという意味合いを込めた方がいいのではないかと、姿勢としていいんではないかと思うんです。その辺のところも含めてお願いいたします。

指導課長 まず、教育相談とスクール・ソーシャル・ワーカーの内容ですけれども、確かに今、委員長が話されましたように、この完了とか廃止とかいう言葉が、改めて読んでみますと難しいなと感じます。確かに方向性の変更とか、そういうことも考えなければいけないのかなと思いますので、その点に関しましては、後で、こちらで検討させていただきたいと思います。教育相談に関しましては、現在、スクール・カウンセラーが各学校に1名、教育相談員も各学校に1名配置をされています。25年度まではスクール・ソーシャル・ワーカーが1名、町としておりましたけれども、現在も教育相談体制が充分、整っておりますので、そういう意味合いでスクール・ソーシャル・ワーカーは26年度から町として廃止をしているという形になっています。ですので、決して相談体制がそれによって問題が起きるとかいうことはないと思います。委員長からお話があったように充分充実していると思いま

す。そういったこともふまえて、少し検討させていただきたいと思います。以上です。

森田委員長 他に方針1ではありませんでしょうか。なければ方針2に移ります。少しフライングをしてしまいましたが、そういう意味ですので、方針2についてお答えは結構です。そういう意味合いを込めて評価をして、特に方向性とか課題とかは、一般の人が見るところだと思いますので、そこは気をつけて評価をしていただきたいという気がします。

方針2で何かありますでしょうか。39ページまでになります。

戸田委員 まず、25ページの学習サポーターの配置のところで、評価がBということで、確か昨年も学習サポーターには実力を付けて資質を上げてもらうというために、どういうふうに使っていくかというのは、とても指導等で強化しないとけないというのが昨年度もいろいろ出てたかと思うんですが、昨年度は研修会とか実際にいろいろそういった指導とか、教室でうまくサポーターの方に力量を発揮していただくための何かそういう手立てがあって、それを受けてさらにということでの、この研修会を実施するという項目になっているのか、昨年度は全くできなくて今年度はそれをきちっとやろうということで、ここに記載されているのかということについて説明をお願いしたいと思います。

それから2点目なんですが、33ページで、中学校の鑑賞教室なんですけど、方向性の変更ということで、どういうふうな変更で変わるのかということをもう少しわかるようでしたら、それも説明をお願いしたいと思います。

3点目が最後なんですが、35ページの学校給食事業のことで、未納対策というのはやっぱりすごく大変で回収するのも、各学校の校長先生もいつも苦労されているようで、給食センターの方も夜に回収に行ってくださいたりで、なかなかうまく回収できないということで苦労されているとは思いますが、学校の先生たちもかなり多忙なので、何かもうちょっと回収できるシステムが何かないかなと思っているんですけど、この先進事例を

研究し組合と調整するということですが、この先進事例というのがどういうものなのかが、もしわかるようでしたら説明をお聞きしたいです。以上3点です。

指導課長

まず、1点目の学習サポーターの研修の件ですけれども、平成25年度におきましては、研修等は実施できませんでした。ただ、26年度の、今年度の採用に当たりまして、3月の末に今年度採用予定者には、全員集めて我々の方で一度研修を実施しています。また、今年度中は2学期以降、私と統括と辻指導主事の3人で学校ごとに訪問をしまして、そこで学習サポーターを集めてこちら側が主体として研修を実施しようと予定しています。本来ならば一堂に集めて研修すればいいんでしょうけれども、なかなか一度に集める機会が、日程調整が難しいので、こちら側から学校に行って、校長、副校長交えて学習サポーターに個別に指導していこうと考えています。

2点目です。鑑賞教室についてですけれども、25年度までは中学校の場合は、1年生でミュージカルを、2年生で歌舞伎の鑑賞をしていました。今年度に関しましては、1年生のミュージカルのみということで2年生の歌舞伎は廃止しています。そういう意味での方向性の変更となっています。理由は様々なんですけれども、歌舞伎というのは非常に難しくてですね、本来きちんと指導をして子どもたちにそういう場を提供してあげることは必要だとは思いますが、なかなか中学校の現状では歌舞伎を事前指導することが難しい。実際に子どもたちも歌舞伎を見て素晴らしいと感じる子どももいるんですけれども、大半の子どもの感想が難しいという感想が多くてですね、ちょっとこれは見直しをした方がいいかなということで、26年度に関しましては廃止をしています。ただ、中学校側からは歌舞伎に関するような古典文化等の鑑賞はできないのかという要望はありますので、その点につきましては、こちらの方としてもどういう形で進めればいいのかということを検討していきたいと考えています。

教育課長

学校給食の関係ですが、こちらにつきましては、瑞穂の場合は羽村市とですね、一部事務組合を組んでいる関係で通常のところの市町村と異なりまして、町の教育委員会、それと一部事務組合と学校の3者で行っている関

係ですね、その3者の取組というのはですね、なかなか1つの方向性というか、学校と組合、学校と教育委員会という形ですね、なかなか一本化できないというところがあります。そこで、他の都道府県で、2市等で一部事務組合を組んでいるところもあります。また、近隣ですと教育委員会が主体となりまして、多くの学校に供給しているところもございまして、こういうところの取組状況を見まして、どのような形で徴収していくのか、どのようなところを組合なり教育委員会が担っていくのかということをもう少し研究しながら、組合と話をしまして未納対策の方に取り組みたいと考えています。

森田委員長 他にありますでしょうか。ないようですので、方針3に移ります。53ページまでになります。

戸田委員 48ページの主幹教諭任用時の研修会の実施で、未実施だったので評価と根拠が何も入っていないということなんだろうと思うんですけど、実施ができなかったらDの評価にならないのでしょうか。

指導課長 対象者が全くいなかったために実施する必要がなかったということです。

森田委員長 他にないようですので、方針4に移ります。方針4は最後までとなります。

清水委員 65ページですね、4-8-111の蔵書の充実ですが、今後の方向性と改善点というところで、その表記なんですけれども、瑞穂町図書館の独自性を出す資料収集の検討が必要であると、この瑞穂町の図書館の独自性というのはどのような意味で用いておられるのか、ということをお伺いしたいと思います。

図書館長 お答えします。今まで図書の、書籍を集めるにあたりましては、十進分類法という図書の分野別に広く、誰でもが読むということで、瑞穂町図書館は集めてまいりました。ただ、ここに来れば他の図書館に負けないもの、瑞穂町に、これが押せるんだよというのをやはり強く集めていく必要があるのではないかとということでこのような書き方にさせてもらいました。例えば、瑞穂町にしかないもの、横田基地の話であったり、先ごろ、亡くなられました大瀧詠一氏さんの今までの実績というものを書いた書籍を集めるというようなことがあるかと思いません。ただ、もう1つは、本の貸し出しだけが、図書館とは私は考えてございませぬ。図書館というのは情報発信

の場所という思いがあります。この中には本もそうですけれども、例えば、ここに来れば人材とかいろんな電子媒体とかも情報提供できるんじゃないかということも含めまして、瑞穂町オリジナルの独自性というものを、これから何が必要なのかということを検討していくことが必要ではないかということで書かせていただきました。

以上です。

戸田委員 60ページの下のところの瑞穂町子ども会連合会への支援というところなんですが、今、やはり、年毎に子ども会の登録している子どもたちの、子ども会自体も減って休止状態のところもあると聞いていて、大変な運営状況になっているかなというふうに思うんですね。今の状況だと、子ども会自体だけでいろんなことを運営していくことがかなり厳しい状態で、町内会に助けてもらったり、いろんな動きがあると思うんですけど、今後の方向性が子ども会のそれぞれに支援ということで継続となっているんだと思うんですけど、今、抜本的な、従来の子ども会のあり方では、たぶんいくらいろんな補助して手伝っていくといっても厳しいんじゃないかなと感じているところがあるんです。なので、方向性の変更になるかどうかわからないですが、どういう形、子ども会というものを残すのか、もっと連合会的なものにするのか、町内会とも一体化させたような位置づけにするのか、何かもう少し子ども会が運営できるような形、でも、大人の意識で役員になると大変だから子ども会に子どもを入れないという方もいるとたくさん声を聞くんですね。でも、子どもは行きたいのに親が行ったらだめというのも聞いたりもするので、何かその辺で何か少し大きな改革というかを検討していただけたらなど、これは意見として、検討していただきたいということでお伝えしたいと思います。

森田委員長 要望でよろしいでしょうか。

戸田委員 要望をお願いします。

森田委員長 方針4は他によろしいでしょうか。ないようでしたら、私から、この方針4のところでもA評価が4つ集まっているんですね。前回も、去年もお話したんですけど、皆さんがんばっているのにどうもAが少ないような気

がしたんです。Bという奥ゆかしい判断なのかもしれませんが、私は結構がんばってやっているなどというところがあるんですけども、そういった意味で、ここで図書館が、3つAが入ってきています。もう1つは講演事業ということでAが入っています。どうなのでしょう、評価は評価でいいんでしょうけれども、もうちょっと自信をもって評価をしていただきたいというような部分を申し上げたいと思います。

それからこの図書館のですね、評価のところが非常に、私も思いますけれども、これ位自信をもって仕事ができるのが、きっと自信につながるのかと思うんです。ですからこういう評価は積極的な方がいいような気がするんですけども、その辺、もし図書館で担当していてどうですか。意見を聞きたいと思うんですけども。

図書館長

平成25年度に関しましては、図書の貸し出し業務もそうなんですけれども、その他のことにおきましても、いろいろな情報提供ということで、いろんな様々なしかけができたのかなと思っております。これがきっかけで、図書の貸出が増えたり、瑞穂の方々の語学力ではないんですけども、本に対する意識が上がったりというようなところに繋がってれば、私たち図書館としてもやってよかったなというふうにいつも考えておりますので、これは後退することなく、26、27年度、この先もずっといろんなしかけをやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

森田委員長

ぜひ、自信をもってやっていってください。方針1から4、トータルのなところについては終了します。

清水委員

「I 教育に関する事務の監理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」の審議をお願いします。

森田委員長

そうですね。「I」についてお願いいたします。

清水委員

今、委員長がおっしゃったところに関わるんですけども、例年、委員長がおっしゃりますが、私もですね、瑞穂の評価は低すぎると思っているんです。そこで、周辺のところ、全部を探したわけではないんですけども、羽村市のを見ましたら、羽村はA・B・Cというのではなくて、1から5までの評価ということになってまし

て、1というのは達成率 100%という、2というのが80%、そういう表記の仕方なんですけれども、だいたい羽村でもかなり1の方が多数を占めている。ほかに瑞穂に近い評価の仕方がないかなと思って、国分寺市のを見つけました。国分寺はですね、S・A・B・C・Dというふうになっていまして、Sというのは目標以上の達成ができたということ、Aというのが目標どおり達成できたということ、Bが目標をほぼ達成できた、Cが目標達成不十分というようなことになっているんですけれども、この基準に従いますと、瑞穂の場合は、国分寺に合わせてAというのがBになってしまっているんです。世間一般で見ますと瑞穂というのは何もやっていないのかと、これを読めば確かに目標を達成しているということになるんですけれども、他のところは、例えば、国分寺で言えばAなんです。ところが瑞穂ではBになってしまう。ここまで細かく見ないと思う。そうすると瑞穂は何もやっていないのかということになってしまうと思いますので、100%という書き方はなかなか難しいと思いますので、Sが入れなくてですね、A B C D基準でいけば、国分寺のような形にしていけば、いいのではないかと、評価の仕方をですね、委員長がおっしゃっているようにちょっと奥ゆかしすぎると思うんですね。もっと、私なんか、主観的にも、客観的にもっと言った方がいいのかもしれませんが、見て、相当瑞穂はやっていると思うんです。だからこれはもう本来AであるはずのものがBになってしまう。それから先ほどもちょっと出ましたけれども、評価の問題と今後の方向性というところで見ますとね、基本的にBランクを付けたのは拡大じゃないのか、だって達成していないんだから、拡大していくわけでしょ。でも、国分寺基準でいけば、Aランクは継続になるわけですよ。そういうような、今から見直しが、評価の見直しができるのかちょっと、手続き的なところはわかりませんが、もう毎年これは問題になっていると思うんで、もっと自信をもってですね、俺たちやっているんだと示したらどうですか、と私は思うんですけれども。

滝澤委員

関連していいでしょうか。学校評価なんかもそうですけれども、外部の人が評価してくれるんですけれども、目標を掲げると達成して当たり前というつもりでやっていますよね。だから達成できなかったらえらいことだと、

その学年の子どもたちにどうお詫びするんだというつもりで解釈しますから、達成できなかったということはえらいことになりますよね。達成率、今、パーセンテージの話がありましたけれども、達成率80%で達成と言えるの、それでは20%は置いていっちゃうのということになりますので、非常に難しいですよ。ですから、これを評価するのに、例えば、ここに出てくる3人の人が指導課なら指導課に行って、お話を聞いて、それではAですね、Bですねというふうにその3人の人が評価しているのか、あるいは自己評価もこの中に含まれて評価しているのかということもちょっと知りたいところなんですけど、とにかく、昔、通知表でね、3段階の評価というのがあったじゃないですか。皆、普通なんていう評価で、皆、普通ならいいよという気持ちでいたんだけど、それではやる気も意欲も出てこないよということで、もう少し5段階にしようとか、高校なんかになると10段階に、テストの点そのまま評価されちゃったりするところもありますけれども、評価を細かくして少しでも、6だった人が7に、7だった人が8に挑戦するような評価にしていこうというような形なんです。今、2人からも出たように5段階になっていますが、ほとんどがB、悪く言えば3段階の評価でもBで、大体達成できている、では大体と言うのはどの位なの、7割というところとちょっと恥ずかしいから8割位かななんていうようなところでごまかしていたとすれば、評価したのもしていないのも大して後の教育効果にも影響してこないだろうなというところについてしまいますので、今、お話ししたように少しBが多すぎてるので、達成できたらAにいく位にしていった方がいいんじゃないかなと、この評価だけを見て、これだけ立派な冊子になって配られるわけですから、これだけを見て判断されたんでは、ちょっとと思いましたので。それと別添の方なんですけど、評価者が1人増えましたよね、これは非常にいいことなんで、しかも記名が入って講評とか総括が入っていますので、責任を持って評価しているので、やっぱり現場の声がよく素直に出ているなという感想を持ちました。ですから、評価をする人は3人になってよかったなとそんなような感想を持ちました。

森田委員長 戸田委員いかがでしょうか。今、奥ゆかしすぎるんではないかとの意見がありましたけれども。

戸田委員　　今、皆さんの意見を聞いていて、見直しをしていたら、学習サポーターの配置も全クラスに全時間配置しているのは、近隣でも瑞穂町だけで、他の市町村の方に聞いたら、すごいね、なんて言われるので私としては、この学習サポーターの配置も25年度の方は継続だけどA評価の方がいいのではないかと私も思ったり、それから総合文化祭の開催でも、20団体あって1万人が延べ参加していて、子ども生け花教室で、子どももいろいろな分野で力を発揮できたり、当日いろいろな発表会でフラダンスとか、発表もあるし、高齢者の方の演奏とかいろいろ発表もあるし、そう思うとその点とかががんばっているのでAでもいいんじゃないかと、こどもフェスティバルにしても4千人位の方が参加しているということはすごい数ですよ。瑞穂町の3万人の中の1割強の人がその日のその時間に集まって、ここで参加しているいろんな方が関わってやっているということであれば、これもすごい力を入れて準備して皆が関わってというんだったら、これもAでもいいんじゃないかと私も評価のところを見直しされてもいいのかなというふうに感じました。

森田委員長　　実際には、今年度のこの評価は、3人の有識者の方々からいただいていますので、評価を直すのは難しいと思うんです。ただ、今、総じて委員の中でもね、そういうような意見が多いんで、もし来年度以降の課題として、そういった形で、もうちょっと奥ゆかしさもいいんだけど、出していただけないのかなというのが、これは町民に対するアピールですので、教育委員会がやっている実績ですから、そういうところを含めてどうでしょうか。

鳥海教育長　　私、皆様のご意見を聞いていまして、職員とそれから外部の方といいますか、確かにギャップがあるなというふうに思いました。その原因はなぜかって私、今思いついたのは、考えにいたったんですが、これがですね、今、町は職員が人事考課制度を導入しております。年度当初に目標を定めて、事業を少なくとも3つ、自分が1年間行う事業をですね、目標を掲げて、それに比率、仕事の時間の比率で何%、そしてランクなんです、仕事の重要度とか大変さをですね、A・B・Cでやっているんですね。それで通常の業務はCなんです。Cランクなんです。それでこれは初めての事業で大変だと、困難が予想される事業だというものにBを設定します。Aランク

設定というのは有り得なくて、結果としてそれが実績でですね、Aになるようなものがあるんですが、私、4年半ほど人事の方のところの最後の評価者でいましたけれども、Aランクがつくようなのはほとんどないような形で、Aがついたのが、個人がちょっと特定できてしまうかもしれませんが、道路の用地なんかの長年解決していなかったのを粘り強く、少し考え抜いて交渉した結果、それが問題解決した、そういうものにAをつけたりした例があります。それで、要はそのAというのは普通は有り得ない、Bがよくやったというのが職員は刷り込まれてしまっているのかなということで、この評価でBを並べてもなんら自分たちはちゃんとやってるぞという主張が、このBだと私は思います。ただ、外のご意見、それを今、委員の皆様からお伺いした中で、そこは考え直す必要があるなど、A・B・C・Dというランクの振り方に、どうしても自分たちが刷り込まれている仕事の大変さとか重要度とかいうものの評価と違うということなら、先ほど清水委員がおっしゃっていた、国分寺市がSをつけている、Sは尺度の中の特別な部分だよと、よくできた特別な部分だよというふうに、私たちでも感覚的にそういうふうになるようにするためには、SをつけてA・B・Cに変えるとかですね、そういうことが現実的にはいいのかな、なんていうふうに思いました。決してこれも奥ゆかしいわけでもなくですね、それから例えば、先ほどの学習サポーターの配置とかですね、坂内部長からも相談もあったんですけども、他に比べてすごく特色があってよくできているようなものでも2か年目からは、最高ランクがBだというような、そういう評価の仕組みなんですね。ということがあって、学習サポーターの件なんかにつきましても、よそと比べても依然、他と比べてすごくリードしていると、いい事業をやっているということであってもBランクという考え方、解釈になってしまうわけなんですね。その辺のところを、いやそうじゃないだろうということが委員の皆様のご意見なんで、この辺は来年に向けてですね、少し研究課題とさせていただくことで、意見のギャップがですね、言われて、俺たちはもっとやっていると主張すればいいという、そういうことではなくて、そういうところに原因がありそうなので、考えというかシステムというかと言いますかね、表記の仕方を考えさせていただくということで、そ

れから全体的なことですね、森田委員長もおっしゃっているようなスクール・ソーシャル・ワーカーの関係と教育相談の充実という項目とは、すごくリンクしているような形で、実はそれ以上の体制が整ったからスクール・ソーシャル・ワーカーは終了していくんだよというようなことが、もう少しわかるような表記に、それは今後の方向性と改善点とかですね、どこかにですね、うまく書けるもんだと思うんです。例えば、19ページのスクール・ソーシャル・ワーカーの配置につきましても、今後の方向性、この廃止とか拡大とかこういう言葉で、まずは直す。これはそれでいいと思うんですが、確立した、で体言止めで切っちゃうとなかなかこう、なぜということになってしまいますんで、この言葉で書いてあるところが、教育相談体制が確立したため、配置を廃止すると言えば、そこだけ読んでいただいても、そうか、というふうになる、そういうふうに取り取れるんで、表記につきましても、改善していきたいと思います。それから今回のこの議案として提出してある件につきましても、実は今後のですね、スケジュールとしては、9月の定例議会、町議会にですね、その時には議員の方にもこれをですね、配付したりするというふうにもっていききたいということもございますので、できればですね、一部表記につきましても、これから若干、文言を修正させていただくということで、基本的なもので、これが議決するというのであれば、そういう観点でもってですね、お諮りいただければありがたいかなと思います。

清水委員

去年もですね、例えば、子ども会なら子ども会のところで、何人出席したとありますが、私、人ではなくて率でいくべきだというようなところで、評価なんかも変わったものがあるんです。抜本的な評価を変えるということじゃなくて、中身を変えたというところがね、あったと思いますので、その小さな小修正は可能だというふうに理解してよろしいですか。抜本的にこのA・B・Cの評価を変えるんじゃないくて、その意見をふまえて、例えば、C評価だったのをBにするというようなことは去年もあったと思います。その小修正は可能だということではよろしいでしょうか。

鳥海教育長

この評価、尺度がちょっとおかしいというところもあるわけですがけれども、A・B・C・Dの評価につきまし

ては、これは自分たちでつけたものを点検者の方で妥当ということで、ご判断いただいておりますので、それを
変えるんじゃなくて、その他の資料的なものを、あるいは表現的なものを若干、今日いただいたご意見を基に修
正をかけて、最終的にはこの案を、とってですね、日の目をみるような形をですね、できればとらせていただき
たいと、それで今日はこの一部文言修正等は含んで採決というか、議決をいただけるのかいただけないのかとい
うことをご判断していただければありがたいなと考えています。

滝澤委員

1つよろしいでしょうか。先ほどの話でちょっと変えて直せばいいと思うところが2ページにあるんですよ。
表の中のA・B・C・Dが書いてあって、目標をほぼ達成できたと、この「ほぼ」が曲者なんですよね。今のお
話だとBは目標が達成できたんだと、Aは上回ってできたんだと、それから、今度Cを見ていくと、Bは「ほぼ」
が問題だと、70%なのか80%なのかということになっちゃうからね、達成できたんだということで捉えれば、
なんら問題ないと思われるわけです。今度Cね、目標が十分に達成できなかつた、充分には達成できなかつ
たんだけど達成はできているのかと、ひねくれて解釈するとね、充分じゃないけれども達成ができていたんだと
いうふうに解釈すると、この「十分に」というのが曲者ですよね。このようなところを検討してもらえればもっ
とすっきりしちゃうと思うんです。

清水委員

よろしいでしょうか。Sというのはですね、多分、国分寺がどういう経過かは私も聞きそびれてしまったんで
すけれども、大学はね、今、S評価というのを始めたんです。これは80点以上という中で90点以上をS評価、
それでSが全体の科目の中で何科目占めているかというのが、企業の側なんかもそういうのをかなり見ていくと
いうのがあって、要するにこの評価の中にSというのを入れるのは、いかがなものかで、大学の基準でいますと
ね、S評価というのは90点から100点まで、Aというのは80点台から、Bというのが70点台、それでCと
いうのが60点台、それでDというのが落第点で50点台、ほぼ目標としてはその位でいいんじゃないかと、今、
滝澤先生がおっしゃったCのところていくと、国分寺では目標達成不十分と書いてあるんです。だから目安とし

ては、今、申し上げたように80点以上を、羽村市のように100%と書きちゃうとこれはものすごく、80点以上がAという位で、ここに書かなくてね、心積もりとして80点以上はAだという位のところでいいんじゃないかなというのが個人的な意見です。

森田委員長　いずれにしてもね、今年度は評価していただいちゃってますから無理でしょうから、そのSも含めて、人事考課の中でSを入れているのは、東京都がSを入れているんですね。S・A・B・Cというふうに、やはりSというのは特別なんです。だから、A・B・Cをもっているところは、Sがつけられないというのが、人事考課だと思いますけど、主旨は、今、清水委員が言ったような主旨ですので、ぜひ、来年度に向けてちょっと検討していただければと思います。

鳥海教育長　よろしいでしょうか。今回、教育委員会部局の中でこれはAだとか、例えば、人事考課上のAに該当するようなのは、図書館の大瀧詠一さんの関係の、不幸にしてお亡くなりになって、そうした時に図書館が、何しろ年間の計画に考えていたようなものではないわけです。であったんだけど、うまくその悲しいことだったわけですけれども、その結果をですね、広く、多くの人に知らせることが、そういうことに成功したということだと思うんですね。このような時に、例えばの話、町の人事考課だったらAがつく可能性があるんですね。

森田委員長　それはね、一次評価を職員がやっていますから、その辺のところにもあると思うんです。

鳥海教育長　ですから、先ほど、刷り込み、先ほどからのA・B・Cのランクの刷り込みというのが職員にはあるというふうに思いますので、人事考課はこれより先行して始まっていますので、職員はそれでも縛られているということがございますので、少し考え方を考えるにはどうしたらいいか、1つは、国分寺市の尺度外のものであるSという認識なら入っていけるのかなというふうにも若干思ったところです。

森田委員長　議員に説明する時にもそういうような形で、今までの中でちょっと矛盾するなと思うのは、そのホール事業でね、人数が増えたからAにしたという部分というのが、パンダを、いわば吉幾三というビッグネームを呼べば、

これは金をかければ呼べるわけですよ。それでAでいいのかなというふうなところもあると思うんですよ。もっと地道な事業の中でAをつけていくべきというような感じもしましたので、そういうものも含めて、来年度の課題にさせていただきますかね。

鳥海教育長　そうですね。目標設定の仕方によって、例えば、人事考課でもBランクにもできるし、Cのままにもできるし、目標以上に達成したという形を作ることも、書き方1つで、ある意味できるんですね。それを統一的に均すのが総務課長の役割だったりしてるんですけども。

清水委員　重ねて1つ、ダメ押しのようにすけれども、一番心配するのはですね、例えばこういうものがね、いつも教育委員会で行く自治会館で、ああいうところで、今、全部データを出してますよね。市町村別の。仮にこういうものを出したときにね、こういうもので並べられたときにね、瑞穂はBなの、というふうに私ね、それだと他の人が見たときにね、瑞穂って何にもやっていないんだ、教育委員会は何もやっていないんだなということになっちゃうと思うんです。だから、瑞穂の独自なのはわかるんですけども、瑞穂の独自性を見ながら他との、他を意識して欲しいんですよ。他を意識しながら常に瑞穂というものを位置づけるという観点をね、忘れちゃいけない。それが、私が一番いつもホームページだとかのことをくどくど言うのは、そこは一番気にしなければいけないことだろうと思っているんです。すみません、重ねてしつこいようすけれども。

森田委員長　そのようなことも含めて、他の類似団体だとか他の市町村の教育委員会と比較してどうなのかという視点も入れてもいいんじゃないですか。職員がこれを評価するわけですから、独自性があるということなら、その決して人数が少なかつただけの判断じゃないと思うんです。来年度の課題ということでもよろしいですか。

(各委員了承)

森田委員長　そうしますとこれで全てのところが終わりましたけど、改めてこの全体の中でもし言い忘れたことがありましたらお願いします。それでは、全体の中で少し文言の修正をお願いしたいというところはありませんけれども、

それらを含めて、他に質疑もないようですので質疑を終結いたします。これより議案第23号に対する討論を行います。

（「討論なし」との発言）

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」との発言）

森田委員長 異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、議案第24号、平成27年度使用小学校教科用図書の採択について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第24号、平成27年度使用小学校教科用図書の採択について、提案理由のご説明を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条の規定により、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 平成27年度使用小学校教科用図書の採択についてご説明いたします。本年度、小学校教科用図書につきましては、新たな検定本の中から4年に一度の採択替えの年となっております。教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が二つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

従いまして、今回の平成27年度使用小学校教科用図書の採択に当たりましては、西多摩郡4町村の教育委員長、教育長の8名で構成される、西多摩地区教科用図書採択協議会を設置いたしました。4月28日に、第1回目の採択協議会を瑞穂スカイホール小ホールにて開催いたしました。

ここでは、採択要綱及び採択要綱に関する細目の審議及び決定をしたところでございます。その後、5月19日に第1回調査委員会を瑞穂スカイホール小ホールにて開催し、調査委員への委嘱並びに任務について確認し、各種目の調査を専門部会長へ依頼いたしました。本調査委員会を受けまして、それぞれの専門部会において各種目の調査・研究を1から3回各専門部会長の学校で調査・研究を行い、報告書を作成し、7月7日に第2回調査委員会、7月14日に第3回調査委員会を開催し、各専門部会長からの報告と検討、調査報告書を作成いたしました。

7月23日に開催いたしました第2回目採択協議会におきまして調査委員長からこれまでの調査・研究の経過報告、各教科専門部会長からそれぞれの種目の内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜など詳細な説明を受け、質疑を行ったのち、協議委員の協議を経まして、投票にて発行者を選定いたしました。採択協議会で選定された教科用図書は、別紙一覧表のとおりでございます。

西多摩郡の場合は、郡として地区選定をいたしましたので、同一の教科用図書を使用することになっております。このことを考慮していただきまして、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきましてご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

資料といたしましては、西多摩地区教科用図書採択協議会で調査委員会を経て提出されました、調査委員会における調査研究報告書と西多摩地区教科用図書採択協議会の選定理由書を併せてお配りをいたしました。

それでは、選定理由書等に基づき、採択協議会で選定されました理由をご説明させていただきます。

まず、「国語」でございます。東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版の5者の教科書を調査し、「光村図書出版」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、各単元のねらいが明確であり、その指導事項は、基礎的、基本的な内容である。また、第2学年以上の教科書の冒頭には、「いつも気をつけよう」というコーナーの設定があり、

各学年でどのようなことに気を付けながら学習すればよいかという要点が示されている。

構成・分量については、第3学年以上の冒頭に見開き2ページをつかって「学習を見わたそう」というコーナーが設定してあり、その学年で身に付けるべき力を児童が確認できるようになっている。

表記・表現については、説明文の学習では、見開きで短い説明文を示し、段落番号、はじめ・なか・おわりの表示、段落の意味の解説を載せるなど、学習の見通しを児童にもたせてから本文に入る工夫がされている。

使用上の便宜については、題名や大切な事項の文字表記とその他の文字表記の違いを文字の太さではっきりと区別している、などの理由から選定されました。

続きまして、国語の「書写」でございます。東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書出版、日本文教出版の6者のものを調査し、「光村図書出版」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、鉛筆の持ち方や書く姿勢についての説明は、他の発行者よりもポイントが明確に示されていて分かりやすく、文字表記も要点が強調されていて見やすい。また、第3学年の毛筆の入門期において、用具の配置や筆の置き方、筆の持ち方、片付け方などについて写真を入れるなど、5ページを使って丁寧に分かりやすく説明されている。

構成・分量については、学習の終わりに必ず自己評価、振り返りをさせる記載がある。

表記・表現については、書写の毛筆の筆の運びについて、短い言葉や動物のキャラクターなどで表現し、力の入れ具合などが分かりやすい。また、穂先の向きの指導では、児童に親しみやすい穂先のマークを活用するなど児童が捕らえやすいように工夫されている。

使用上の便宜については、学習をとおして身に付けるべき力をそのまま教材名としていることから児童にとって学習のめあてが分かりやすい、などの理由から選定されました。

次に「社会」でございます。東京書籍、教育出版、光村図書出版、日本文教出版の4者の教科書を調査し、「教

育出版」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、基礎的・基本的事項がしっかりと押さえられている。また、各ページに学習活動の流れが示され、1時間ごとの活動内容が明確であることから、児童が見通しをもって学習を進めることができる。さらに、「深める」という発展的な学習にも対応している。

構成・分量については、各学年において、「つかむ」、「調べる」、「まとめる」、「深める」という学習の流れで各単元が構成され、授業を組み立てやすい。

表記・表現については、見開きの写真や拡大写真などが多く示され、資料や文字も大きく適切である。

使用上の便宜については、「まとめる」という欄を単元ごとに設定し、学習のキーワードに注目させながら直接教科書に分かったことなどを記入させるなど言語活動の充実を図る工夫がされている、などの理由から選定されました。

続きまして社会の「地図」でございます。東京書籍、帝国書院の2社のものを調査し、「帝国書院」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、巻末において、地形や気候、産業の様子や歴史との関わりなど、高学年の学習内容と連動して必要な事項が盛り込まれている。また、地震や火山の災害と防災について触れており、自分の身の守り方を学ぶことができる。

構成・分量については、日本の地方地図が基本的に100万分の1の縮尺になっており、大きさを比較しやすい。また、複数の地図をつなげて学ぶことができる。また、世界地図が、地勢図と行政図の2つのタイプで表現されている。

表記・表現については、地名には、振り仮名があるとともに、比較的小さな地名も記載されていることから児童が細かいところまで調べることができる。

使用上の便宜については、空から東京をながめてみようという鳥瞰図があり、実際に東京に住む児童にとって使いやすく、多様な見方を養うことができる、などの理由から選定されました。

「算数」でございます。東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、日本文教出版の6者の教科書を調査し、「学校図書」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、単元の導入が問題解決的な学習スタイルで、課題の設定も適度である。また、多様な考え方ができる課題については、それぞれの考えを整理して比べやすくなるように工夫されている。

構成・分量については、目次で各単元の構成が分かりやすいこと、第2学年以上の冒頭には、「算数でよく使う考え方」コーナーが設定してあり、演繹・帰納・類推といった数学的な考え方のポイントが示されていることから思考力を向上させることができる。また、中学に向けて、「中学校への架け橋」が別冊であり、既習事項の確認や発展的な事項が取り扱われている。問題数も多く、高度な内容もあるため数学への興味・関心を高め、入学前の準備として活用できる。

表記・表現については、図、表、グラフ、写真、挿絵を効果的に配置し、興味・関心を高められる工夫がある。

使用上の便宜については、各ページの右上のインデックスや単元末の振り返りでは、対応した既習のページ番号が記され、自主的に振り返りや見直しをしながら学習を進めることができる、などの理由から選定されました。

「理科」でございます。東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館の5者の教科書を調査し、「大日本図書」を選定いたしました。なお、信濃教育会出版部につきましては、見本本の配布がありませんでしたので調査ができませんでした。

選定の理由でございますが、内容については、発展的な学習内容が多くあり、自立的な学習への興味を引き出しやすい。また、予想を立てさせてから結果を次のページで確認できるようになっているなど児童に関心をもた

せる工夫がある。

構成・分量については、実験の手順や安全上の注意が分かりやすく示されている。

表記・表現については、要点が簡潔にまとめられている。また、課題に対して予想を立てる際、教科書を見ながら考えることができる。

使用上の便宜については、使用教材に工夫があり、どの教員でも再現でき結果を確実に導き出すことができる。また、定量的に結果をまとめる単元があり、中学校の学習に発展することができる、などの理由から選定されました。

「生活」でございます。東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書出版、新興出版社啓林館、日本文教出版の7者の教科書を調査し、「東京書籍」を選定いたしました。なお、信濃教育会出版部につきましては、見本本の配布がありませんでしたので調査ができませんでした。

選定の理由でございますが、内容については、「見つける」、「比べる」、「たとえる」など気付いたことをもとに考えさせるための多様な学習活動例や気づきを多様な方法で表現する学習活動例が充実している。

構成・分量については、見開きに「やくそく」のコーナーがあり、生活に必要な習慣や技能を身に付けさせやすいように工夫されている。

表記・表現については、小単元や本文などにマークや約束の位置が固定されていて見やすい。

使用上の便宜については、巻末に切り取って活用できるポケット図鑑が付属されており、野外での活動で携帯できるよう工夫されている。また、道具の使い方や学習のまとめ方などが図解で分かりやすく、基礎・基本を大切に扱っている、などの理由から選定されました。

「音楽」でございます。教育出版、教育芸術社の2者の教科書を調査し、「教育芸術社」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、学習指導要領で共通事項に示されたことが繰り返し関連付けて

示されている。また、第3学年のリコーダーの導入指導では、親指の押さえを「指のはらで押さえる」と具体的に示すなど、丁寧に記載されている。さらに、「音楽づくり」の教材が充実しており、音楽づくりの方法や順序も分かりやすい。

構成・分量については、題材構成の流れが分かりやすく、児童の発達段階を考慮している。また、歌唱、器楽、創作などの学習内容が無理なく系統的に学習を積み重ねていくことができる配列になっている。

表記・表現については、楽譜と写真で見開き2ページでコンパクトにまとめられている。全体的に簡潔にまとめられ、イラストや写真が見やすい。

使用上の便宜については、巻末の「振り返りページ」で共通事項について、具体的な教材が示されていて分かりやすい。また、取り上げる教材についても一般的な作品が多く親しみやすい、などの理由から選定されました。

「図画工作」でございます。開隆堂出版、日本文教出版の2者の教科書を調査し、「日本文教出版」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、題材の幅が広く、児童の関心・意欲を引き出し、主体的な活動を促すことができる。また、道具の安全な取り扱いがしっかりと示されている。題材に関連した作家の作品も掲載され、児童が本物に触れる工夫がされている。

構成・分量については、単元のねらい、活動過程でのポイント、片付け、ふり返り等が見やすく構成されている。また、各学年ともそれぞれの分野をバランスよく取り上げている。

表記・表現については、見やすい記号や親しみやすいキャラクターが登場し、分かりやすい言葉で学習のポイントを示す工夫がある。また、自然な色合いで優しいイメージが全体にあり、子供が活動する写真の表情がとてもよい。

使用上の便宜については、写真や図版で作品の制作手順が示してあり、活動の流れがつかみやすい、などの理

由から選定されました。

「家庭」でございます。東京書籍、開隆堂出版の2者の教科書を調査し、「東京書籍」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、「いつも確かめよう」のコーナーが設定されており、基礎的・基本的な知識・技能のポイントが示され、必要なときに確認できるようになっている。また、写真や図が多く掲載され、非常に分かりやすい。成長の記録やこれからの私たちという折込ページも設定しており、学習の進展に応じて自己の成長を実感したり、将来に希望を持ったりできるようになっている。さらに、「日々の備え」というコラムがあり、防災意識を高めることができる。

構成・分量については、全ての学習項目において、「課題発見」、「課題解決」、「活用」の3つのステップで展開している。特に「活用」の段階では、自己の生活に生かすことについて考えさせ、新たな課題をもたせる工夫がある。

表記・表現については、文字の大きさが適切であり、書体も見やすい。大切な用語については、太字の表記になっているため、学習の要点を身に付けやすい。

使用上の便宜については、ワークシートや練習カードのコーナーがあり、学習したことを直接書き込めるようになっている、などの理由から選定されました。

最後に、体育の「保健」でございます。東京書籍、大日本図書、文教社、光文書院、学研教育みらいの5者の教科書を調査し、「学研教育みらい」を選定いたしました。

選定の理由でございますが、内容については、基礎的・基本的な内容が丁寧に押さえてあり、発展的な内容も身近で充実している。また、けがの手当について、やってはいけないことやその理由まで詳しくまとめられている。

構成・分量については、毎時間の学習の流れが分かりやすい構成になっている。

表記・表現については、マークや写真、挿絵等が簡潔に見やすく入れられており、学習意欲を高める工夫がある。

使用上の便宜については、1単位時間の学習のねらいがはっきりと示されており、児童が課題を把握しやすいことや各単元最後の「学習のまとめ」が充実していて既習事項の確認ができるとともに、生活行動につなげやすくなっている、などの理由から選定されました。

以上で報告と説明を終わります。

それでは、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定いたしました教科用図書につきまして、ご決定賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

清水委員 よろしいですか。西多摩ということですが、瑞穂というところに引きつけて言いますと、2点ばかりお願いしたいと思えますけれども、まず、選定の原理原則というんですか、それが1点。それから手続きの問題と言いますか、その2点で少し感想をお話ししたいと思えます。まず、選定の原理原則というところですね、学力テストというところに、今、引きつけていきますとですね、A問題というものを含めながら、かなりB問題への対応というそこまで考えられて選定されたのかというところに敬意を表したいと申しませうか、そういうところに力点を当てたというところを評価すべきだと思います。これは瑞穂の教育理念と純に適合的であると言えるかと思えます。2番目の手続きですが、昨日ですね、私のところにもいらして現物をちゃんとお示しされながらこういうご説明をいただいたという、その手続きにおける何と言いますか、気の配り方、配慮ですか、そういうところはですね、高く評価すべきことだろうというふうに思いました。中身というよりも、2点で感じたところを申し上げました。以上です。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第24号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第24号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第5、議案第25号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第二中学校除湿温度保持機能復旧工事請負契約)、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第25号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第二中学校除湿温度保持機能復旧工事請負契約)、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。第二中学校において、平成25年7月に校舎中央と西側部分の空調機器が故障しました。機器は平成5年に取替設置をしたもので、20年が経過し、部品の調達ができず修理不能なことから、空調機能の復旧工事を行うものです。なお、管理方式を集中方式から、個別方式に変更いたします。

1、契約の目的、町立瑞穂第二中学校除湿温度保持機能復旧工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金2億4,300万円。4、契約の相手方、東京都立川市柴崎町二丁目25番3号、八重洲工業株式会社代表取締役長谷川福夫。

恐れ入りますが、議案をおめぐりください。資料の入札経過は記載のとおりです。

添付資料1をご覧ください。資料右側の工事概要を説明いたします。普通教室、特別教室等にエアコン79台

を設置します。設置は教室内廊下側に天井吊り型で行いますが、教室よりも静かさが必要な図書室及び保健室などについては、天井埋め込み型で行います。屋外機は2箇所に分け7台を設置いたします。全熱交換機は廊下天井内等に61台を設置いたします。個別空調の設置に伴いましてこれまで使用していました機器と送風用ダクト等を撤去いたします。なお、撤去後の機械室につきましては、教材等の保管場所として利用いたします。電気容量抑制のため廊下の照明につきましてはLEDに変更します。

次に添付資料2をご覧ください。西側1階平面図となります。主に特別教室と会議室で、天井吊り型エアコンを7台設置、天井埋め込み型エアコンを12台、全熱交換機13台を設置します。

次に添付資料3をご覧ください。中央1階平面図となります。職員室等6部屋に天井吊り型エアコンを10台、2つの会議室に天井埋め込み型エアコンを2台、全熱交換機を7台設置します。また、配膳室左側、校舎裏に室外機を6台設置します。

次に添付資料4をご覧ください。西側2階平面図となります。特別教室等8部屋に天井吊り型エアコンを7台、天井埋め込み型エアコンを9台、全熱交換機を11台設置します。

次に添付資料5をご覧ください。中央2階平面図となります。普通教室6部屋に天井吊り型エアコンを12台、全熱交換機を11台設置します。

次に添付資料6をご覧ください。西側3階及びコンピュータ教室棟屋上（屋根）の平面図です。特別教室等に天井吊り型エアコンを7台、天井埋め込み型エアコンを1台、全熱交換機を8台設置します。また、コンピュータ教室棟屋上に室外機を1台設置します。

次に添付資料7をご覧ください。中央3階の平面図です。普通教室6部屋に天井吊り型エアコンを12台、全熱交換機を11台設置します。

工期につきましては、平成27年6月19日までです。なお、落札比率は97.8%です。

なお、本工事につきましては、防衛省の防衛施設周辺防音事業補助金（教育施設等騒音防止対策事業費補助金（一般防音））による補助を予定していましたが、防衛省と財務省との調整を進める中で、交付決定の時期が不明な状況となり、交付決定を待ち、工事を遅らせることは、生徒の学習環境への影響が大きくなることから、来年の夏季への影響が出ないこの時期での契約をお願いするものです。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第25号に対する討論を行います。

（「討論なし」との発言）

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第25号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」との発言）

森田委員長 異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第6、報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の全部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の全部を改正する告示について、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の全部を改正し、告示しましたので、報告します。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。概要をご覧ください。今回の改正は大きく3つの内容となります。

まず1点目ですが、補助限度額の変更で、まず、生活保護世帯の第1子、第2子の補助限度額を引き上げます。別表第1で第1子22万9,200円、第2子26万8千円、別表第2、第2子24万9千円をともに30万8千円に引き上げます。

次に、第2子、第3子の所得制限を撤廃します。別表第1の第2子、別表第2の第2子、第3子についてこれまで所得制限がありましたがこれを撤廃し、第2子については15万4千円を、第3子は30万8千円を補助限度額とします。

次に、交付時期、支払方法の変更で、これまで年度末に1回、園を通して支払いをしていたものを、前後期の2回の支払いに変更し、また保護者の口座に直接支払いう形に変更します。

次に、寡婦控除みなし適用で、町独自の子育て支援策として、非婚のひとり親家庭に対し寡婦控除を見なし適用し、補助金額を決定するものです。非婚のひとり親の判定は「児童扶養手当」受給有無で確認します。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用するものです。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、質問を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづきまして、日程第7、報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので、報告します。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に合わせ、みなし寡婦控除の適用について改正するものです。その他は、文言等の改正となります。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補

助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、質問を終結いたします。報告事項2を承認いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成26年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前11時47分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員